

KODAK Color Control Patches  
© The Tiffen Company, 2000  
LICENSED PRODUCT



春

川

73
383
1

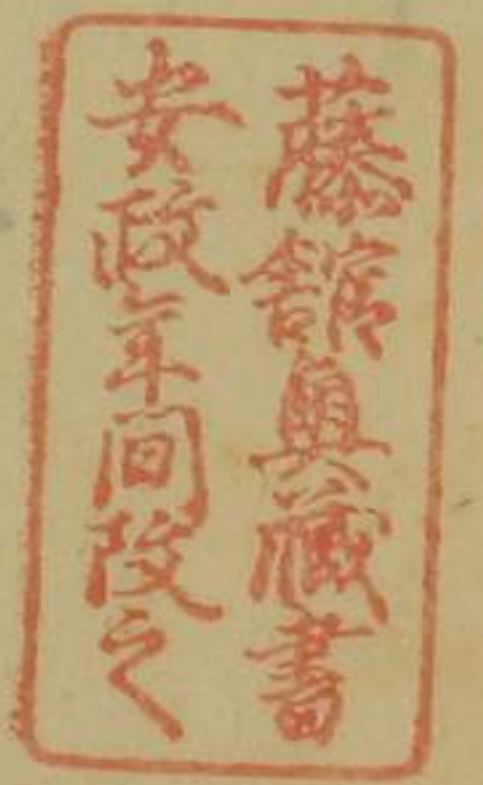


門 7 3  
383  
卷 1-4

春草

十六  
十五

目錄



- 一 弓矢娘の事
- 二 弓矢の地はなつてなつてなつて
- 三 弓矢の地
- 四 弓矢の羅
- 五 神代の弓矢の事
- 六 神代の弓矢の事
- 七 一袋の事
- 八 八袋の事

香

- 九 九浪られ交
- 十 十浪らの交
- 十一 九平られ交
- 十二 檀らの交
- 十三 梓られ交
- 十四 徳らの交
- 十五 榎られ交
- 十六 柘らの交
- 十七 萩らの交
- 十八 桃ら葺矢の交

- 十九 真卷られ交
- 廿 重友のられ交
- 廿一 ぬりふえ友のられ交
- 廿二 糸はらわれの交
- 廿三 くらわれ交
- 廿四 弓矢寸天れ交
- 廿五 矢束の交
- 廿六 木のっもろしうれ交
- 廿七 糸巻られ交
- 廿八 られ島子の交

廿九 ちのちの事  
 三十 ちのちの事  
 卅一 暮日れり  
 卅二 暮日寸天れ事  
 卅三 大具足れ日目の事  
 卅四 宿直日目の事  
 卅五 神改れ事  
 卅六 一もに目の事  
 卅七 ぬき事  
 卅八 ちのちの事

卅九 ちのちの事  
 四十 ちのちの事  
 卅一 神直の事  
 卅二 矢れぬか事  
 卅三 ちのちの事  
 卅四 水破兵破れ矢の事  
 卅五 雷と動の事  
 卅六 矢れぬか事  
 卅七 貴人の矢と御調度事  
 卅八 調度御の事

五九 柳を矢筈に用く事  
 六〇 的のむかしに用く事  
 六一 弓の矢  
 六二 尻矢の事  
 六三 逆頰の事  
 六四 高腹の事  
 六五 柳腹の事  
 六六 蟬鈴腹の事  
 六七 敵の事  
 六八 駒の事

五九 ゆくけれ指と継ぐ事  
 六〇 弓の矢 甘定角  
 六一 弦袋の事  
 六二 弓の矢の事  
 六三 石の矢の事  
 六四 墨津の事  
 六五 野矢の事  
 六六 局の矢の事  
 六七 柳の矢の事  
 六八 弓の矢の事

六十九 厚儀の石の本  
七十 とうりょうの本  
七十一 的矢紙よふの本  
七十二 丸根の本  
七十三 彈冠の本  
七十四 的の娘の本  
七十五 的人の本  
七十六 的の繪に重よふの本  
七十七 人的の本  
七十八 小的の本

七十九 卷々々本々々  
八十 八的の本  
八十一 二的の本  
八十二 二々四六八的の本  
八十三 笠懸娘の本  
八十四 笠懸くまの本  
八十五 犬追物娘の本  
八十六 犬追物信書の本  
八十七 け騰やまの本  
八十八 注といふ本

八十九 注込ふ寸とらふ

九十 注れとせとせよれ事

九十一 歩と注の事

九十二 矢口れ糸矢用れ事

九十三 百の的の事

九十四 奉射の事

九十五 弓と矢れ事

九十六 矢のけおふれ事

九十七 上儀と下儀の事

九十八 小のれ表と鬼の字書事

九十九 矢條呂れ事

百 由れ分別の事



春草

一 弓矢は始々人五十二代景行天皇の御河平國の謀及

平貞丈述

大正四年正月九日寄  
内田銀藏氏贈

人返返治治々々へ有り日布武を以て大将とて  
作し向々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
あり是語之用しては神代と素天鳴るるつる神代  
御又々御時語る御母と御時冊と御婦と人日靈と  
いふ天照と神代御事と素天鳴るるつる御事と  
事は好々々の御事と一もふりつる父母の御事



怒りぬひ素衣鳴ると云天原天原と津の原行都のまじり  
櫻の園櫻の園のまじり 四合のまじり 道下  
天照を作の御とてあつりんとよめんと國は奪ん  
奪りぬひ素衣鳴ると云ぬれ々路つとぬの謀  
天照を作ら女作ぬれぬれ皆山は志すひ夫と負ひ  
らはぬら満は振起とらと足はなや武勇の姿を  
あつりて素衣鳴ると云ぬれは清のひととと  
日本紀の神代巻とんんり女作天照を作とてとらと  
お夫に負ひぬれぬれとととととととととととと  
ら夫とつりぬれぬれとととととととととととととと

神の御らとあつりてとんぬの詳なり

二 一からぬの地はとてとととととととと

一 一からぬの地はとてとととととととととととと  
海と地の古はぬれぬれとととととととととととととと  
とととととととととととととととととととととととと  
注とりの地と音と入とらぬれぬれとととととととととと  
何代記とらとととととととととととととととととととと  
月とととととととととととととととととととととととと  
ぬれぬれととととととととととととととととととととと  
也中何の書とぬれぬれととととととととととととととと

唐土の晋代に代り樂府に人作し其人の  
客人の酒は文と持るを中より角弓の  
かあるの酒は文と持るを中より角弓の  
しほりば其人と地と相ひくくく  
思ひふくく酒は香くゆく後病おろく  
いふ晋書にんえり昔米もくく  
本系録目録に地のは越王の物注に  
これ越王祖音地とくくく  
取合く地とくくく

ころれ地の本

一  
ころれ地とくく晋書にんえり昔米もくく  
本系録目録に地のは越王の物注に  
これ越王祖音地とくくく  
取合く地とくくく  
ころれ地の本  
ころれ地とくく晋書にんえり昔米もくく  
本系録目録に地のは越王の物注に  
これ越王祖音地とくくく  
取合く地とくくく  
ころれ地の本

弗の字ハ弓川の二字は合するあり人弓を弓に非  
 川の引はあゝの篆書は~~~~~  
 佛法ハ唐七の漢字あり~~~~~  
 ホトケハ天竺の詞をフトと云ふは平河に在り  
 唐に~~~~~或浮屠或佛陀ハ字は~~~~~  
 フトフタ音通アリ佛陀ハ下略~~~~~佛の一字ハ~~~~~我  
 ホトケ~~~~~と浮屠家也又佛陀ハ~~~~~  
 我々の~~~~~佛の事ハ~~~~~  
 よ事也

四弓は多羅~~~~~

一弓は多羅~~~~~天竺ハ貝多羅草と云ふ  
 七人守しられ書と曰~~~~~  
 一緯葉良とけ抄地ハ書ニ事根係~~~~~  
 多羅樹の枝は~~~~~  
 書~~~~~物ハ~~~~~  
 多羅樹の後楓の~~~~~  
 長と八九十尺もあり~~~~~  
 天竺と~~~~~  
 七人守し~~~~~





振起りし一河のらくとて終身ありてまゝにふるまはれり  
朱漆のくまの糸は是漆のくまの漆よりとて二十六所  
友は是く比の二十六會よりとて又大日經の二十六童  
子よりとて又地よりとて女八正友は卷々天の二十  
八宿のくまより又法華經の二十八品よりとて海の形  
は、奥の尾の形よりとて、又一説の一海よりとて、海の  
形を此のくまよりとて、古くは、海は、此のくま  
よりとて、神功皇后の御記に、くまよりとて、又神代  
よりとて、又右のくまよりとて、曼荼羅よりとて、右のくま  
は、偽の物に用ゐられ、女八宿の二十六會よりとて、事

神代卷のくまよりとて、右のくまよりとて、神代始の文字  
海よりとて、くまよりとて、天文陰陽の書よりとて、海  
大日經法華經のくまよりとて、神代よりとて、神代天の御代  
佛法は、海よりとて、くまよりとて、佛經海よりとて、  
是よりとて、信長考よりとて、又此のくまよりとて、此のく  
まよりとて、此のくまよりとて、物よりとて、思ふよりとて、事  
よりとて、事

八八海らの文

一八海らの神代のくまよりとて、くまよりとて、八海ら  
よりとて、くまよりとて、八海られるよりとて、太平よりとて、

羅形ら相伝ら肆ら足ら法形ら福形ら世あらむ  
是ら小の末の定めしるる字所伝の時代  
記し置ら小の末の古伝の中の一法とら世を  
はるる音の法集世の二紙一紙の中首實録の他法  
を記し置ら世の末の法とら世の法とら世の  
事足ら世の法とら世の法とら世の法とら世の  
有ら世の法とら世の法とら世の法とら世の  
世の法とら世の法とら世の法とら世の法とら世の  
常の法とら世の法とら世の法とら世の法とら世の  
書とら世の法とら世の法とら世の法とら世の法とら世の

九 九 法 形 記

一 九 法 形 記 重 復 の 法 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記  
出 身 後 又 付 名 定 一 九 法 形 記

十 十 法 形 記

一 八 法 形 記 九 法 形 記 十 法 形 記 十 法 形 記 十 法 形 記  
安 危 一 九 法 形 記

十一 九 法 形 記

一 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記  
後 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記 九 法 形 記

九世とて... 倅ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 皆九世とて... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 今と新世... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 九世とて... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 本... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 九世とて... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 倅ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 九世とて... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 義經記... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...

四方... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 六... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 流... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 長... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 一... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 二... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...

檀ら...  
檀ら...

一... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...  
 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら... 檀ら...



一 物は由にれよほしけれけりりりりり  
 二 此れはいひぬてはく世をき理細らりて  
 三 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 四 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 五 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 六 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 七 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 八 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 九 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 十 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり

粒のり  
 十一 粒のり

十二 粒のり

律のり古事記三代平原延成  
 至皇孫古く無す外書山入印

一 律のり古事記三代平原延成  
 二 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 三 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり

十四 律のり古事記  

 律のり古事記

一 律のり古事記三代平原延成  
 二 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 三 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 四 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり  
 五 此れをよめりてはけりりりりりりりりりりり

刻もけは〜〜〜枕の字の中刻も〜〜〜和名抄  
 一 枕和名久知奈之黄蘆和名波逆之〜〜〜波逆之に  
 中略〜〜〜波逆之〜〜〜枕を〜〜〜黄蘆を  
 右枕の月く介せのられむ〜〜〜用〜〜〜黄蘆〜〜〜徳に  
 漆のよ白膠れは胡桃のよ〜〜〜ぬり〜〜〜形も似〜〜  
 は〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 詞〜〜〜せ〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 外〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 右の刻〜〜〜寝〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜

十一 概ら乃良

概ら 延喜式三代  
室原 下 下 下 下 下 下

一 概ら概らのよを割り〜〜〜凡あらくわら抄に概和名豆木乃  
 木とあをほひのよをけやよのよ〜〜〜同〜〜〜やぬ〜〜  
 又分りし細様を大心の人〜〜〜ほ〜〜〜ぬり〜〜  
 又もりよけやきれよ〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 分〜〜〜けやき〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 又理に控〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 概〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 概〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 又〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜  
 又〜〜〜ぬり〜〜〜ぬり〜〜



草ら遠夫れ事なふとの秘すこもあらし〜  
書とけりおはさし秘す〜  
中らぬさ事し

十八 桃と葦夫の事

一 貞代徳中〜十二月晦日(正)籠とけり〜  
秘す〜ひ〜大会人〜友人〜  
飯向は〜け〜と〜楮皮持て鬼の形〜  
殿との今〜桃のら葦の夫は〜  
鬼は正子の向〜  
夜鬼〜  
夜物持の事〜葦の夫は  
物〜弱〜お〜それ〜  
桃の枝の細〜弱〜  
らは〜  
方相氏を

十九 長巻らぬ

一 長巻らぬ〜  
旅向り或〜  
と〜  
天仁元年願重卿家の娘名 海賢法師

い〜  
けぬの詞は老〜  
られ〜  
い〜  
い〜

事是ふはほはらうひらうひのちうにらう  
ほらうにうらうあうれうを丸うらう離れの  
物うらうあうれうはうらうのうらうひらうにうらう  
川うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
ほらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
るうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
射うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
けぬのうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう

れ事うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
継<sup>キ</sup>書<sup>キ</sup>一<sup>キ</sup> 継又継母はうらうにうらうにうらうにうらう  
継母はうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
馬うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
抄に細射の二字はうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
りう文はうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
そらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
割のうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう  
是うらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらうにうらう



據りとは二十夜は巻く此の二十會々か  
據り下と廿八夜は巻く天れ廿八の  
重夜も重夜の中一つし重夜とつてこの  
重夜は巻く皆重夜とれは夜改  
いつと定れして重夜とつてこの夜改  
巻くは重夜もあはれ重夜は巻くは  
そのかたは重夜は巻くは重夜は巻くは  
神の方面書仁田右馬助の改は據り廿八下據り二十  
六下夜は巻くは重夜とつてこの夜改は二十  
十六會は重夜とつてこの夜改は重夜とつてこの夜改は

以厥は手改河も本は改也平が字所改の時代

記せし小立巻の古伝書前も付下し小立巻の古傳をて書本は也  
小立巻流と号し小立巻家をも記す利改は

事をもんんん又九夜とつては法も重夜のも九正丸部

余云重藤ノ弓コレハヤウ野小立巻原殿流ニ巻教  
不定ナリ又弓法私書ニ重夜ノ教不定トアリ制改りをも九正丸部

流くは重夜は巻くは重夜は巻くは重夜は巻くは

古伝書は重夜は巻くは重夜は巻くは重夜は巻くは

廿一なりと重夜は巻くは重夜は巻くは重夜は巻くは

一軍陣訓書永正八年八月本若秋志勝記也云云重夜は巻くは重夜は巻くは重夜は巻くは

重夜は巻くは重夜は巻くは重夜は巻くは重夜は巻くは

思〜〜藩〜〜友の上はぬ〜〜事取也  
〜〜事取也  
 思〜〜事取也  
 思〜〜事取也

廿二条序〜〜の文

一 糸序〜〜れら〜〜々麻糸は鼻れ衣に織〜〜糸〜〜也  
 好〜細〜た〜〜上〜〜々正苦〜〜り〜〜々苦〜〜と〜〜  
 与〜と〜々卷〜〜せ〜〜の藩〜〜小麦の粉に交〜〜雑〜〜金と  
 ら〜〜片〜〜糸は卷〜〜し〜〜と〜〜比はせ〜〜し〜〜也  
 ぬ〜〜と〜〜り〜〜ぬ〜〜ん卷矢〜〜り〜〜反は卷〜〜り〜〜  
 而〜〜反は卷〜〜之〜〜年相授〜〜人恒節矢名村氏家〜〜代  
 持持人〜〜古〜〜糸序〜〜れら〜〜の〜〜は〜〜ひ〜〜と〜〜  
母

其制右〜〜り〜〜の〜〜軍ら〜〜り〜〜と〜〜の〜〜軍〜〜の〜〜也  
糸也  
 義経記見

女〜〜と〜〜海〜〜ら〜〜の〜〜文

一 正月留子れ〜〜と〜〜何〜〜る〜〜ま〜〜ら〜〜む〜〜ら〜〜け〜〜り〜〜本〜〜を〜〜邪鬼を退治  
 し〜〜れ〜〜妻相〜〜し〜〜海〜〜と〜〜破魔〜〜と〜〜書〜〜魔は破〜〜れ〜〜也  
 け〜〜り〜〜と〜〜子〜〜説ある〜〜も〜〜者〜〜と〜〜や〜〜し〜〜竹ゆれ〜〜も〜〜白の  
 正説とあるは用〜〜本は〜〜れ〜〜し〜〜海〜〜ら〜〜れ〜〜む〜〜し〜〜海〜〜也  
 京〜〜り〜〜と〜〜何〜〜ら〜〜と〜〜有〜〜る〜〜事〜〜外〜〜と〜〜れ〜〜も〜〜今〜〜き〜〜銀〜〜て  
 り〜〜れ〜〜り〜〜矢は賣り小童の〜〜と〜〜何〜〜ら〜〜ひ〜〜あ〜〜と〜〜と〜〜れ〜〜と〜〜  
 と〜〜れ〜〜と〜〜遠国〜〜り〜〜子〜〜を〜〜し〜〜れ〜〜今〜〜と〜〜海〜〜ら〜〜と〜〜は〜〜本〜〜の  
 人れ何〜〜の〜〜佐國相〜〜と〜〜子〜〜を〜〜何〜〜ら〜〜山〜〜甲〜〜れ〜〜氏〜〜ふ〜〜り〜〜と



正月初重し由にけりゆき葉鏡にけり  
子取分れのや一徑一尺しりそ中一径二寸はあふ  
ありそは名をくし由くし子射のら矢は持て一列  
之並く持は一方よりりのし由は持りて之くし  
ふはふのく射くし由の穴は射るはあしりしりく  
し由走り射くし又一方より射くしはてはのく  
射くし由は由らしは事く射る中よりかしりく  
かしり射くし是はし由は射くし又人和國吉所部  
上市村老人の物語ゆと人おまそま由はわす事右の  
かしりおまそまし由くしは射くしふし由は射くし

し由は射くしはしりあしりあしりし由の人の人の  
し由同じくしはしりあしりあしりあしりあしりあしり  
あしり

廿四弓矢寸尺之事

一 延喜式に依りて神宝に依りて梓弓二十四枚長各七  
尺以上八尺以下しり同共庫寮に依りて梓弓長七尺六寸  
規拓擅準此しりり吉部秘訓抄に述久二同十二弓場  
始の事云黒漆弓中弓長七尺六寸五分しり軍記考  
に凡そ和人和國人女寺に依りて神功皇后に依りて長七尺  
尺同國法持りしりり上之文に依りて長六尺餘は海國



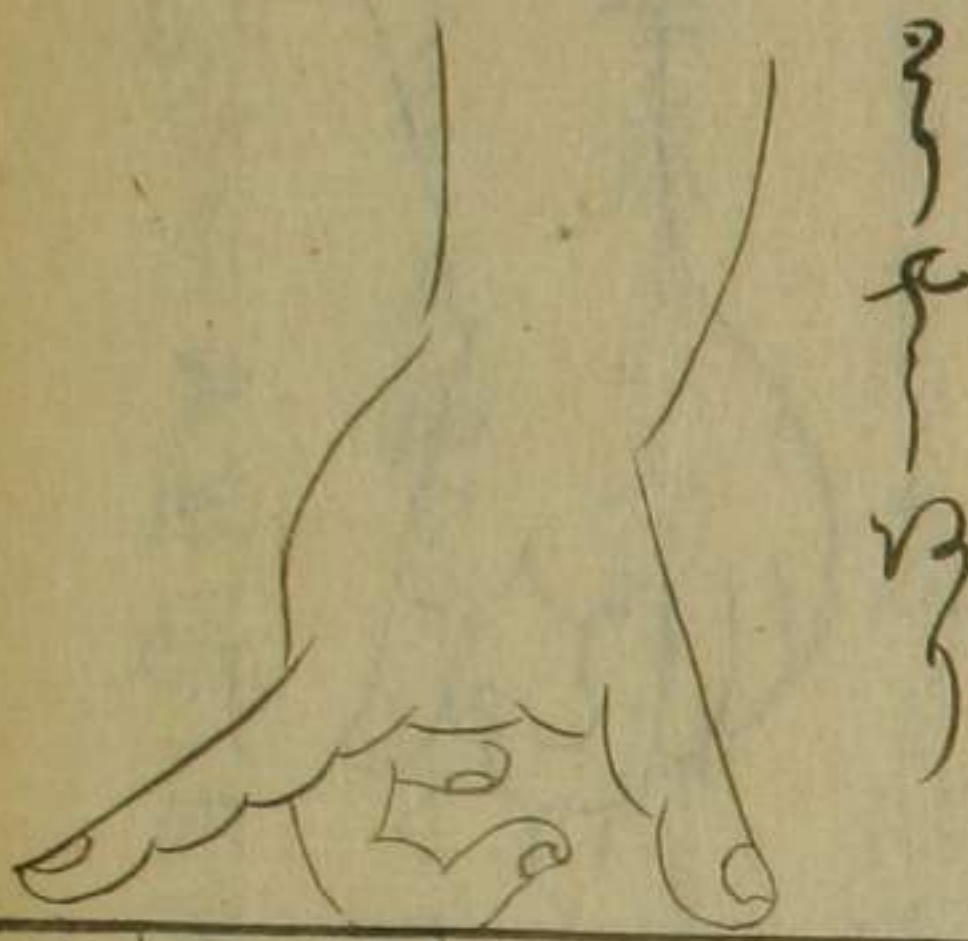
射術略〜ありしよりしては細意のほろ合はかんく  
 か〜定〜ぬ〜し〜押〜る〜我も心はたぢ〜同い  
 伸〜る右れ〜の中指のほ〜り中指のほ〜その長と  
 又尺寸あり 我々の寸も 我首れ頂〜り是の〜らそ  
 れ長ととこは同〜一又尺寸はさか〜る〜二尺  
 寸寸分也 我々の寸も 是我首れ寸したの腕をたの  
 照〜ら射〜る〜し伸〜し拳は握〜る〜寸拳の中心  
 右れ肩の〜矢若〜る〜その同れ長とと二尺寸寸分  
 けり是ふ我首れ寸の長〜我矢ら〜 鞭も同 寸〜り  
 西の我首れ寸長又尺寸はられ長〜る〜二尺寸寸分の  
 矢ら〜る〜む〜れぬ由〜られ長又尺寸寸又よりの  
 長二尺寸寸分は加〜る〜都合八尺寸寸分を我らの  
 長し〜る〜も〜ら〜れぬ矢弱〜る〜ゆ〜は八尺寸寸  
 分れ二尺寸寸分は〜る〜七尺寸寸分は〜る〜寸長  
 定心二尺寸寸分は〜る〜寸長は〜る〜寸長  
 分〜る〜寸世の〜る〜曲尺は定心〜七尺寸寸分は〜る〜  
 定尺寸寸分は〜る〜寸長は〜る〜寸長は〜る〜物に  
 射〜る〜中〜る〜外〜る〜射術の工拙〜る〜寸長は〜る〜  
 一寸長矢れ長短寸分は細意不おもむ〜る〜寸長と  
 有〜る〜寸長は〜る〜

廿五 矢本長とれり

一 矢本長とれりもろく必十二本ある物く廿十二本は  
おのろゆるもつりもろくもろく二本せすみかろく一  
つろ指四つぬがく古ふぬぬらるる人漢り十二本は  
之をす夫れはあひもろく十五本あるはりもろく矢の  
これもろく十二本あるもろく人六本はり十二本は  
十二本は矢らもろく例の人めもろく十四本は十二  
本もろく人四本もろく小四本とせすれもろく十二本  
もろく印もろくぬぬく定りいら本は

女六本のもろくはり

一 おのろたりもろく我れすもろくぬれ長短はけもろく  
おのろぬのもろくもろくもろくわら物もろくの字は太加  
波可利と利はけもろく太加もろくはけ也 カケケ 音通すもろくす  
はもろくぬはしはもろくおのろもろくもろくおのろもろくの物  
はもろくもろく我もろくぬぬすもろく本は矢  
はもろくもろくはりもろくもろくもろくもろくもろくもろく  
すのもろくもろく



大指合さしゆがははらう切つる自ら用く  
ゆくゆもろくもろくもろくもろくもろくもろくもろくもろく  
け中指の中は也とのもろくもろくもろくもろくもろく  
もろくもろくもろくもろくもろくもろくもろくもろくもろく  
もろくもろくもろくもろくもろくもろくもろくもろくもろく



一 此の巻は、  
一 此の巻は、

人々の心を、  
細心の寸天とぬら

世節巻れられ

一 弓と矢の正厚さゆ、多く、  
新うぬらわれ、月られ、  
一 巻れられ、

世八られきもの

一 天武天皇と大友の、  
を、  
一 何天武と、  
一 島、  
一 天推、  
一 世、  
一 世、

可法私字云人二語ハ六  
鳥打ト申サセ也  
申詞也云云  
也其アリ名ナリ

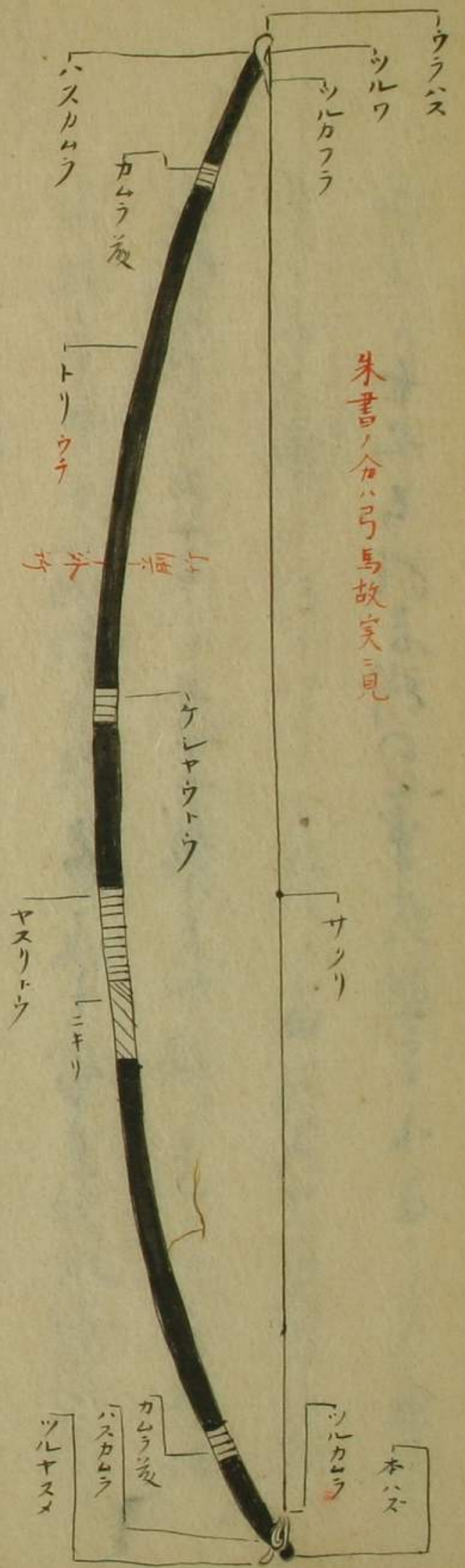
あつらひしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
あつらひしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
天稚彦天鹿兎弓天ねく矢は取く女名稚取射て  
名始とくしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
敬死しりしれいひる言座靈なる小言しり思  
喜説しりしれいひる言座靈なる小言しり思  
は射りしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
稚もくしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
世せしりしれいひる言座靈なる小言しり思

射りしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
鳥に射りしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
あつらひしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
申しりしれいひる言座靈なる小言しり思  
欲

あつらひしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
あつらひしりしれいひる言座靈なる小言しり思  
あつらひしりしれいひる言座靈なる小言しり思

女九られ名訓の事

朱書ノ合ハ弓馬故実ニ見



右右正れ等々室徳元年十二月十八日小公全備おる時を  
 此記されし書とんんり是射の方を用るる事也此世  
 板切れ書武用辨別しむし武の重寶記とて  
 ぬらされるに後々肩板及細少押付人多く小  
 鳥より下圓板注ねよナカされらぬり是等々を工の

トリ打ノヘニト云フ  
 前記ス如シ其アタメ  
 リフトリウチト云リ  
 サレ大トリ打ト云リ  
 ト分テ云ヘカラス

用るる事とて射の方とて用るる事とて射の方とて  
 弓工れ云等々用るる事とて射の方とて  
 入用とて右れ田まらとて射の方とて  
 子洞の側よのてはよとて高忠守書しめ矢  
 一海とてニッを矢づつはもくして矢づつ巻とて  
 巻とて滑れとてらとてけとて物とて人本れ  
 ぬはあてと射ぬるし我矢東にられ申し知り  
 かとてらとてけとてらとて射の方とて  
 此世とて工れ洞とて洞工れ洞は武まの  
 事多し能分別とて工匠ぬれ洞はとてらと









尾正しく見えゆ又あほを弱らせたり大川日とん  
 めりて大川の日とん大川日とん  
 多し何か力下りてあつたれ言はれ射の中心  
 介少し引自人あつたん古りのあつた見えゆ  
 介射の射の中心介少し引目らあつた  
 へつたゆつとあつた解の人やあつた但人  
 ちよつとあつた相違りつた二天二入つたとあつた  
 引目れつたあつた右は古書の  
 正はあつた引目と定めす法はあつたとあつた介引目れ  
 す法定めつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

ゆつたあつたあつた

廿一人具足の引目れ

一廿一人具足引目と名付るあつた二天二入引目れ  
 へあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた  
 ちよつとあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた  
 人具とあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた  
 引目と人あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた  
 ちよつとあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた  
 ねつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた  
 ちよつとあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

世田宿直目録

一 魔除の爲に家の庫の土を川目にはくるとおの川目  
 とくは之説あり用事せしむる事とくは之説  
 とりし事なるもせしむる事とくは人用の事  
 世川目ばかりひきまはらふをせ川目とくは之説  
 大船の事とくは之説とくはカヤウノハケモノハ引目  
 ノ聲ヲ恐ルセトテ毎夜番衆ヲ居テ宿直引目ヲ射サレ  
 ラルル人々又義経記行巻之序義経の行巻とくは  
 世の人々なるもせしむる事とくは四大王とくは之説  
 世御宿人にもせしむる事とくは之説

新... 川目... 世川目... 大船... 世御宿人... 世川目... 世御宿人... 世川目... 世御宿人... 世川目... 世御宿人...

大船... 世御宿人... 世川目... 世御宿人... 世川目...

廿二 神代書

一 雁候と陰ありて鬼代と号し、輪ハ陽ありて神代と号し  
是鬼代の隠微とて誤あり、用事本より雁候候に  
始りて陰ありて輪ハ陽ありて陽と号す  
此物ハ陰陽ありて理ありて入事本と又端とあり  
神代と号す本と誤り、神代一物とありて  
鬼代と号す本と誤り、又一誤り、神代と神代と  
同く、神代と号す本と誤り、神代と号す本と誤り、  
八日の時、漏りて日中起り、凡そ何の神代と号す物、神代と  
有、本と号す本と誤り、凡そ何の神代と号す本と誤り、

一 實代ハ神代と号す。凡そ何の神代と号す本と誤り、  
空虛と号す物と号す本と誤り、凡そ何の神代と号す本と誤り、  
中事と号す物と号す本と誤り、凡そ何の神代と号す本と誤り、  
いひまゝの神代と号す本と誤り、凡そ何の神代と号す本と誤り、  
後、神代、磁代、磁代、矢代と号す本と誤り、凡そ何の神代と号す本と誤り、  
書と号す本と誤り、

廿六 一〇五九の文

一 五九と目ハ四と号す、凡そ何の神代と号す本と誤り、  
始りて、一〇五九の文ハ、凡そ何の神代と号す本と誤り、  
二〇一ハ一対と号す、凡そ何の神代と号す本と誤り、



元或秘記曰角波須<sup>ハツ</sup>と云う角は<sup>ハツ</sup>と云ふは<sup>ハツ</sup>の<sup>ハツ</sup>なり  
昔々<sup>ハツ</sup>の竹の皮は<sup>ハツ</sup>割<sup>ハツ</sup>り<sup>ハツ</sup>て<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>き<sup>ハツ</sup>ぬ<sup>ハツ</sup>る<sup>ハツ</sup>昔々<sup>ハツ</sup>の<sup>ハツ</sup>竹<sup>ハツ</sup>の<sup>ハツ</sup>皮<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>割<sup>ハツ</sup>り<sup>ハツ</sup>て<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>き<sup>ハツ</sup>ぬ<sup>ハツ</sup>る<sup>ハツ</sup>  
は糸のついでにひきま  
ゆき追加し記す参考也

廿八と云う申はしれり

一と云う申はしれり<sup>ハツ</sup>と云う<sup>ハツ</sup>腹<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>二十<sup>ハツ</sup>又<sup>ハツ</sup>寸<sup>ハツ</sup>附<sup>ハツ</sup>れ<sup>ハツ</sup>る<sup>ハツ</sup>女<sup>ハツ</sup>矢<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
と云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>

タイノ矢ヲ中  
サレノ夏トスル  
非也タイノ矢ノ  
夏下ニ記ス

ハツと云う

廿九と云う申はしれり

一由世<sup>ハツ</sup>と云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>  
ハツと云う<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>申<sup>ハツ</sup>は<sup>ハツ</sup>し<sup>ハツ</sup>と<sup>ハツ</sup>云<sup>ハツ</sup>う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>

以代の書と云うは<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>ハツと云う<sup>ハツ</sup>

少中矢山用ねいあは右れいせしんしん  
形れえりしんしんしんしんしんしんしんしん  
新代いしんしんしんしんしんしんしんしん  
星相いしんしんしんしんしんしんしんしん  
保五元曆乃記日 此記文近清家熙公抄出して新井  
筑後守賜し由軍器考三載タリ 執柄信奉切  
昔河府生島長平胡麻丸の徳も右の清徳ねれを  
新調寸鳥踏れねいしんしんしんしんしんしん  
是と古代清徳しんしんしんしんしんしんしん  
そねねいしんしんしんしんしんしんしんしん  
そねねいしんしんしんしんしんしんしんしん

ねいしんしんしんしんしんしんしんしん  
ゆいしんしんしんしんしんしんしんしん  
西舟し史由抄湯射の徳し



志しんしんしんしんしんしんしんしん  
古代月あられ湯射しんしんしんしんしんしん  
事しんしんしんしんしんしんしんしん  
早 海いしんしんしんしんしんしんしん

一 西世海いしんしんしんしんしんしんしんしん  
しんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしん







軍二と家とに事

一高志の書とねのほうとさびもももさつり又のさつり

さつり



此方ラスルモキト云

今よりいさつりを夫工れ詞に射のさびも用之

軍四木破兵破ハ夫の事

一杉紋の滴夫と兵破とさあつて夫夫家と相傳の夫

ぬるぬるひさつりさつりさつりさつりさつりさつり

豊喜記と水破とさつりさつりさつりさつりさつり

さつりさつりさつりさつりさつりさつりさつり

兵破とさつりさつりさつりさつりさつりさつり

名記とさつりさつりさつりさつりさつりさつり

名記とさつりさつりさつりさつりさつりさつり

名記とさつりさつりさつりさつりさつりさつり

名記とさつりさつりさつりさつりさつりさつり

名記とさつりさつりさつりさつりさつりさつり

軍五雷と動らるの事

一相攻の雷と動らるる相攻の夢中一と春由り女破

女とさつり女水破兵破の夫とさつりさつりさつり

傳りさつりさつりさつりさつりさつりさつり

伝ありさつりさつりさつりさつりさつりさつり

凡そ一人を以て諸説を推量し安んずるに  
あつて用ひし類也。通有るの如きも、  
其の類子に於て  
其の類子に於て  
其の類子に於て  
其の類子に於て  
其の類子に於て

軍六 矢に於て矢を射るの事

一 矢に於て矢を射るの事  
一 矢に於て矢を射るの事  
一 矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

矢に於て矢を射るの事

射る事と得る事や射ると夫とけがしとんえりえり  
や射得る事と事と射る事と夫とけがしとんえり  
とら夫とけがしとんえり  
酒の御持事夫とけがしとんえり  
とんえり夫とけがしとんえり

軍七貴人の夫は御調度と云々

一 中人の夫は御調度と云々の古く調度と云々の事  
夫は能く射る事と事と射る事と夫と射る事と  
御調度と云々の事と射る事と事と射る事と  
調度の事と事と射る事と事と射る事と

行はるる事と事と射る事と事と射る事と  
事と事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と

軍八調度城の本

一 由世調度城と云々の事と射る事と事と射る事と  
と事と射る事と事と射る事と



之の事いひしとて後の人其地を事ゆへて其地の  
を其事有る義故に感一のひや其の故よとてその  
みよとて没く又軍忌考の法其礼を子書に人沢が地

小調及掛其事ゆりして三月ひくく

舟中皇の腹中此礼儀に定まりし書に軍忌考也  
多段の御内り弘安八年  
川よりひくく別ありて十三巻ゆり 予ら此江安禮節に

んるを信するゆへにんるを事と證ししるは

弘安年中調度掛の云意ゆへに其地を事とて又古の武

士を用心にせしむるともつらむらば此地を事とて其地を事

に其腹又の室禮を事とて其地を事とて其地を事とて

入事の時からあつて其地を事とて其地を事とて其地を事

ゆへにその事ゆへに其地の調度掛の事ゆへに其地の

事ゆへに其地は其地とて其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の

事ゆへに其地の事ゆへに其地の事ゆへに其地の





一、此は唯一人の事であるが、その者が御用度帳と云ふ  
 處にて家世の事を書いてあるが、又左の  
 無錯に云はれけり。頂上帳と云ふに、  
 此字は御用度帳の字に用ゝる語に  
度、字音トセトツ通音  
た故テウツトモエフ 是の語を  
 用ひたる事なるに記し置く

單九柳は夫稟に用る本

一、延徳式に民部省式と兼て、柳稟四百廿年人日れ  
 油餅料三百隻並大和國と、毎年交易と云  
 へり。此の事も、柳の事と云ふ、夫稟に用る本  
 事也と云ふ事なるに記し置く

兵庫審の目録に、  
 諸入用る油餅料、  
 柳の事、  
 夫は、  
 柳の事、  
 唐も、  
 直柳の、  
 今、  
 記す、  
ナリノ  
通音也

午的れたるの事

一 なるい乃字神洋と常佩と書く先射神洋記 奥三永正二年二月廿日

トアリ記 者不知 細川高圓の書に於ける古体と云ふは

皆初なるい乃字と雖も自は神と射の收録の事

水于れ望は細と射の收録の事と云ふは是れ

信とて肩はぬき多干れ神は細と射の事

矢れつひぬの事射と云ふは射の事と云ふ

也の事射の事射と云ふは射の事と云ふ

也の事射の事射と云ふは射の事と云ふ

即ち始と射と云ふは射の事と云ふ

と云ふは射の事と云ふは射の事と云ふ

多干れ神は細と射と云ふは射の事と云ふ

に也一は成はぬと射の事と云ふは射の事

字は用下一常佩は字と通即ち射の事と云ふ

端始はぬと射の事と云ふは射の事と云ふ

と云ふは射の事と云ふは射の事と云ふ

しぬ的と云ふは射の事と云ふは射の事と

云ふは射の事と云ふは射の事と云ふ

卒一 射の事

一 書きしは射の事と云ふは射の事と云ふ

後一 禮は射の事と云ふは射の事と云ふ

武用辨智の裁り用事ぬれしつゝ古書とて  
きんんくぬし物も出さぬし守家此の志すま  
くはりの梅のむらうらうらうらうらうら  
希き好りしき腹をふらひらうらうら  
うらうら夫もさうらふやそ人んら夫はうら  
と人うらうら夫は射しうらうらうら  
言れ人の言もさうら代のうらうらうら  
皮はうらうらしぬらうらうらうらうら  
定うらうらうらうらうらうらうらうら  
とて竹うらうらうらうらうらうらうら

説はうらうらうらうらうらうらうら  
羽はうらうらうらうらうらうらうら  
羽はうらうらうらうらうらうらうら  
羽はうらうらうらうらうらうらうら  
用事うらうらうらうらうらうらうら  
合戦の時金守義光奥別りうらうら  
足柄うらうらうらうらうらうらうら  
入調れ曲は豊原時秋とてうらうら  
さうらうらうらうらうらうらうら  
古く著国事と義光のうらうらうら  
凡ん宮羽公れ時羽原と惟久と画せうら  
奥別十二年合戦

三年七月三日  
オノリ  
の













好まき皮ふくく包くわゆる反り髪は髪束のまむね  
れ中の入くる細川宮の御事の延願殿へとの  
家へりり揃れ皮は毛はまくわくもそれく包く  
ぬし上作先達の画に威人を御存の能の中能代  
れ誇く耳露寺観世の書くくくし詞をよく  
かみそ御えのくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくく御殿は地くくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくく  
御はくくくくくくくくくくくくくくくくく  
りふくくく細く草くくく草くくく能くくくくくく

延願殿の古物とんね人くくくく推量は威人ぬれ  
絵れ詞書若義は母くくくくくくの髪西向く由願く  
毛皮めくくくくく毛皮はくくくくく髪束くくく毛くくく  
くくくくくく髪くくくくく人の髪をも左右の眼の  
さくくくくく右れ眼も顔くくくくく毛くくくくく  
ゆくくくくく髪のは向の毛と長巾くくくく右側  
くくくくくく顔の方くくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

文政十八  
年之記

又さうして藤井の錯字注巻ははらふ身をして返願書の  
名も古書に多かるんんん

午四 葛藤の事

一 葛藤後神念院殿管事抄に藤乃女藤と有りては  
〜とも古〜布〜物〜延喜式兵庫寮式云造胡  
籾一口料黒葛一斤漆三勺絲一分緒料鹿革長四尺  
廣五寸  
んん〜女文〜山〜川〜考〜る〜是葛のみ〜能を漆にてぬ  
華に緒は竹〜〜〜是葛〜は〜ら〜ら〜と〜ま〜り〜つ〜て〜は  
ゆ〜ら〜ゆ〜の〜代〜り〜と〜月〜の〜ゆ〜け〜ら〜ら〜と〜ら〜ら〜と〜ら〜ら〜  
り〜同〜合〜〜〜〜〜〜

午五 柳藤の事

一 柳藤と云は光信の画一職人等能合に給葉中藤は  
れ給〜んんん

午六 結吟藤の事

一 結吟藤はつらぬりて割き流のほろも好まぬの  
ゆ〜ら〜と〜は〜り〜て〜後〜日〜昔〜く〜莖〜は〜ら〜ら〜と〜ら〜ら〜と〜ら〜ら〜と〜ら〜ら〜

昔種々の科友は之々せられし物なるは昔々未だの  
まはをいへるの夜は編を無ののくくく母夜骨々  
すこれわらばは科へられは後わりの根々人々  
は紀りせり桂珍のおさつゝあはき々々定は多々  
すなり夫は〜夫の根々わの筋々々々母夜骨々  
とを葉帯々々恙し世の人語の文字用ひ多々  
ゆ〜和列之編の科の神席と記せられは世  
得〜とふ成人の流々世々人語のあき  
あらはえの世得流々者々々々編は社  
奉納〜とふく〜又人語宮の儀々々右の儀

負ひの〜西國もゆり得〜と右れ履修代わり  
桂珍殿〜とあ古書とさそぬよぬと且母夜ははり  
か〜と世れ〜と古代あ々々又後のと〜  
ゆりゆりのは物々々々岸のまへ〜と負々はは  
流りゆりゆり〜と岸のまへ〜と履は負て〜と夫は  
ぬ〜とゆりゆり〜と便々〜と遠く〜と人語  
宮れ用ひゆり〜と真々〜と〜と〜と便利  
ゆりゆりゆりゆり〜と次々後人の物紀あ何の目々  
ゆりゆり〜と物物はゆり〜と人は進〜と事  
ゆりゆりゆりゆり〜とゆりゆりゆりゆりゆりゆり

後向ふ事也

五七 教の本

一日神代卷に天照を仰子<sup>チノリ</sup>教<sup>イヒ</sup>と百葉教<sup>イヒ</sup>と有るは  
一<sup>チノリ</sup>之<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>古事記に子入之教<sup>イヒ</sup>五百入之教<sup>イヒ</sup>と有るも  
同<sup>イヒ</sup>一<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>又<sup>イヒ</sup>令<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>崇<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>天磐<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>日<sup>イヒ</sup>由<sup>イヒ</sup>記<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>入<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>  
軍<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>惟<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>神<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>伊<sup>イヒ</sup>弼<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>入<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>も<sup>イヒ</sup>夫<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>聖<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>  
有<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>名<sup>イヒ</sup>入<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>形<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>軍<sup>イヒ</sup>名<sup>イヒ</sup>若<sup>イヒ</sup>れ<sup>イヒ</sup>出<sup>イヒ</sup>張<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>餘<sup>イヒ</sup>等<sup>イヒ</sup>入<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>の  
字<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>入<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>用<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>誤<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>又<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>胡<sup>イヒ</sup>籙<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>形<sup>イヒ</sup>か<sup>イヒ</sup>く<sup>イヒ</sup>誤<sup>イヒ</sup>ひ  
る<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>ふ<sup>イヒ</sup>れ<sup>イヒ</sup>も<sup>イヒ</sup>古<sup>イヒ</sup>書<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>胡<sup>イヒ</sup>籙<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>書<sup>イヒ</sup>く<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>も<sup>イヒ</sup>あ<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>  
を<sup>イヒ</sup>同<sup>イヒ</sup>一<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>ふ<sup>イヒ</sup>れ<sup>イヒ</sup>ら<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>在<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>所<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>有<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>所<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>

神社勅詔あり時き者<sup>イヒ</sup>曾<sup>イヒ</sup>長<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>于<sup>イヒ</sup>社<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>懸<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>  
胡<sup>イヒ</sup>籙<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>り<sup>イヒ</sup>ひ<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>

五十八 鞠の事

一 鞠の形<sup>イヒ</sup>丸<sup>イヒ</sup>く<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>中<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>平<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>懸<sup>イヒ</sup>く<sup>イヒ</sup>鞠<sup>イヒ</sup>あり<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>年<sup>イヒ</sup>々<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>傳<sup>イヒ</sup>  
播<sup>イヒ</sup>り<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>ぬ<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>傳<sup>イヒ</sup>播<sup>イヒ</sup>れ<sup>イヒ</sup>注<sup>イヒ</sup>定<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>麻<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>皮<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>作<sup>イヒ</sup>り<sup>イヒ</sup>て<sup>イヒ</sup>射<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>  
この<sup>イヒ</sup>用<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>鞠<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>懸<sup>イヒ</sup>く<sup>イヒ</sup>は<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>伊<sup>イヒ</sup>弼<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>入<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>  
古<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>鞠<sup>イヒ</sup>傳<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>工<sup>イヒ</sup>人<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>作<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>所<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>鞠<sup>イヒ</sup>張<sup>イヒ</sup>ハ<sup>イヒ</sup>續<sup>イヒ</sup>日本<sup>イヒ</sup>紀<sup>イヒ</sup>天<sup>イヒ</sup>平<sup>イヒ</sup>  
後<sup>イヒ</sup>世<sup>イヒ</sup>傳<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>今<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>之<sup>イヒ</sup>作<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>所<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>鞠<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>懸<sup>イヒ</sup>く<sup>イヒ</sup>は<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>  
也<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>是<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>ぬ<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>誤<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>も<sup>イヒ</sup>ん<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>教<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>画<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>ぬ<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>  
古<sup>イヒ</sup>代<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup>麻<sup>イヒ</sup>の<sup>イヒ</sup>皮<sup>イヒ</sup>を<sup>イヒ</sup>作<sup>イヒ</sup>り<sup>イヒ</sup>胡<sup>イヒ</sup>籙<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>ぬ<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>り<sup>イヒ</sup>ひ<sup>イヒ</sup>る<sup>イヒ</sup>事<sup>イヒ</sup>に<sup>イヒ</sup> <sup>イヒ</sup>も<sup>イヒ</sup>ん<sup>イヒ</sup>と<sup>イヒ</sup>ぬ<sup>イヒ</sup>也<sup>イヒ</sup>

鞠張ハ續日本紀天平  
勝空四年之紀ニ見ナリ

文画の中迄成るごとく其に制法あり  
輓の字も古紙秘制抄の字なり軍名考に異なりと  
載る古代に對するに此體と輓と結する對する  
是弦を腕返とらむは流人の名を設く輓と法あり  
し其の鳴る所の風も字も異なり

ゆえにこの輓の言とてこの神のおほきなりは  
楯をとりしとてとて自ら真流の二條留候其良と  
これ御所年中の御名の事書と射場始るといふ  
に諸候もかゝるありとらふは流とて之を以て  
まきりてこれを神のまきりひやとて家あり

ナニ以下

口活ゆも由りけりし諸をもはらむ  
世にあらんとせむやとらむは自ら法の  
脱と輓はたそらむなりとらむは自ら法の  
そらむにせむなりとらむは自ら法の  
事の上をわたりとらむは自ら法の  
なるとり輓は字も唐とてなりとらむは自ら法の  
作りて字も和らしむは將筋切韻を以て鞞在臂  
遊弦具也とて文も抑々鞞音早和名止毛とて  
しとて輓は字も流の事なりとらむは自ら法の  
なるとり輓は字も流の事なりとらむ

五十九 由りける指と継り

一いりて天恩を中流神と説ひまひりし時詔作の  
ふり夫より御指と射居るれりひを帝釈天れ  
謀波の由りゆけと能くしりひのまふるれり  
世にまも軍れ由りけるひの指二ツ別の年と  
しり継りひのまふる流り用本ふれり  
詔に詔中も帝釈天と併家并富言ひり世若くま  
まのまふるひの指と女ふれり詔とすしり  
辨とる及りひのまふる軍の由りける指別の年  
ひ継りひのまふるひの指と能くしり

高島園書に頼朝人將の法何字され致おれ何久し  
指と能くしりひのまふる人ゆひりひの年  
法何とありりやゆれり何人ゆひり  
ゆひりひのまふるかひのまふる別のひの指と能くしり  
ひのまふるれりひのまふる後ひり  
ゆひりひのまふるゆひり二ツ法ふり今もゆり  
ひのまふる人ゆひりひのまふる継り頼朝  
ひのまふる指と能くしりひのまふる年  
ゆひりひのまふるひのまふるゆひり年  
年ひのまふるひのまふるひのまふる年

倉ふくおせしんんん

平きわくわの 甘定角

一 三河くわあはまらく道くはくわあつて非く予え  
年記丹念の家子後造宗あつて家子傳や古ふきわ  
はんしつ源ひくはつてふくわあてて取れぬのわ

取乃く長くそくまは侍のらくわあは侍くわあ  
宗あつて治りふ右れきわくわあは侍くわあ  
印ら物く由傳又代記くわあは侍くわあは侍  
いふ河くわあは侍くわあは侍くわあは侍

此とくわあは侍くわあは侍くわあは侍  
介相宗有の文河原くわあは侍くわあは侍  
はくわあは侍くわあは侍くわあは侍  
城の五戸夫念あつて侍碎んあつて  
倉くわあは侍くわあは侍くわあは侍  
くわあは侍くわあは侍くわあは侍  
耐松の用意くわあは侍くわあは侍  
くわあは侍くわあは侍くわあは侍  
くわあは侍くわあは侍くわあは侍

六十一 注巻の事

ケクニ  
キリク  
リ

一 注代を以て世に流し居るが鐵也々々小兒の腰に付  
し守代を以てし四角に付代を懸へ注と云ふ其制  
かゝりし後何れを古制と云ふも其の由りあり  
皆一平し其の用も亦如し注代を以てし即ち注卷の  
ゆゑに注卷といふは注代を以てし其の由りあり  
懸是れ也其の懸量も鐵也其の懸るも其の懸る懸を  
用ふも亦其の懸るも其の懸る也其の懸るも其の懸る  
類原難要也其の懸るも其の懸る也其の懸るも其の懸る  
他々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
戸代を以てし注代を以てし其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
注代を以てし其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
其源平盛衰記を以てし其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
注代を以てし其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
注代を賜ふた右左指肘衣皮左右指肘衣皮左右指肘衣皮左右指肘衣皮  
其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
注代を以てし其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも  
其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも其の懸るも

通具ノ事ハ



物くまの注世を也詩<sup>作</sup>其の御流の流りまらばいし

紫のまらぬ<sup>赤華藍華ハ弦巻ニ包ニ飾ルヲイフナリ</sup>注代をといふ

らりま<sup>注</sup>付く<sup>注</sup>ら平記の音砥左衛門出仕ノ時ハ木鞘

巻ノカヲサシ木太カヲ持セケルカ叙爵ノ後ハ此太カニ

弦袋ヲ付ナリとんん<sup>注</sup>り奥が後之年合紙此紙を介

古画とも画<sup>注</sup>ハ見<sup>注</sup>る<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>り<sup>注</sup>注代をといふ

代<sup>注</sup>を<sup>注</sup>皆<sup>注</sup>注<sup>注</sup>巻<sup>注</sup>く<sup>注</sup>鐵<sup>注</sup>ぬ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>中<sup>注</sup>角<sup>注</sup>の<sup>注</sup>纏<sup>注</sup>り<sup>注</sup>代<sup>注</sup>を<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>り

日<sup>注</sup>付<sup>注</sup>く<sup>注</sup>挿<sup>注</sup>く<sup>注</sup>一<sup>注</sup>と<sup>注</sup>ん<sup>注</sup>ん<sup>注</sup>ひ<sup>注</sup>ぬ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>注代をといふ

注<sup>注</sup>巻<sup>注</sup>れ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>注<sup>注</sup>袋<sup>注</sup>抄<sup>注</sup>の<sup>注</sup>注<sup>注</sup>代<sup>注</sup>を<sup>注</sup>注<sup>注</sup>

巻<sup>注</sup>く<sup>注</sup>二<sup>注</sup>の<sup>注</sup>右<sup>注</sup>反<sup>注</sup>の<sup>注</sup>巻<sup>注</sup>く<sup>注</sup>事<sup>注</sup>を<sup>注</sup>注<sup>注</sup>回<sup>注</sup>ぬ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>二<sup>注</sup>つ<sup>注</sup>れ

若何の世後の記をといふ

六十二

一<sup>注</sup>つ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>水<sup>注</sup>鳥<sup>注</sup>は<sup>注</sup>射<sup>注</sup>る<sup>注</sup>矢<sup>注</sup>之<sup>注</sup>槍<sup>注</sup>の<sup>注</sup>木<sup>注</sup>柄<sup>注</sup>柄<sup>注</sup>の<sup>注</sup>注<sup>注</sup>

形<sup>注</sup>を<sup>注</sup>注<sup>注</sup>る<sup>注</sup>字<sup>注</sup>や<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>形<sup>注</sup>を<sup>注</sup>注<sup>注</sup>

い<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>い<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>い<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>い<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>

注<sup>注</sup>秘<sup>注</sup>傳<sup>注</sup>圖<sup>注</sup>書<sup>注</sup>と<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>事<sup>注</sup>の<sup>注</sup>注<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>

本<sup>注</sup>儀<sup>注</sup>を<sup>注</sup>注<sup>注</sup>る<sup>注</sup>水<sup>注</sup>鳥<sup>注</sup>れ<sup>注</sup>射<sup>注</sup>る<sup>注</sup>

や<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>

有<sup>注</sup>く<sup>注</sup>ぬ<sup>注</sup>古<sup>注</sup>く<sup>注</sup>著<sup>注</sup>國<sup>注</sup>集<sup>注</sup>と<sup>注</sup>み<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>れ<sup>注</sup>國<sup>注</sup>回<sup>注</sup>村<sup>注</sup>の<sup>注</sup>注<sup>注</sup>人

馬<sup>注</sup>允<sup>注</sup>何<sup>注</sup>く<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>あ<sup>注</sup>ら<sup>注</sup>る<sup>注</sup>

海に... 海に... 海に... 海に... 海に... 海に...  
 舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...  
 ... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...

六十二石かた石矢

一石かた石矢とて大島...  
大島... 尾十四段...  
 ... 石打の

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...  
 ... 石打の...

... 石打の...

... 石打の...

... 石打の...

いづれ風神は良ふれ津の字のふりてきき  
ぬの事と或説のふりてはあられ事とてしひ又此の  
よぬの事とてしひとてはあられ事とてしひ又此の  
流とて是れ是津ぬりては中流すも介  
島ぬりて十二のふりてはあられ事とてしひ又此の  
十四の事とて是島ぬりてはあられ事とてしひ又此の  
是津ぬりてはあられ事とてしひ又此の  
盛喜記は相故れ水破りてはあられ事とてしひ又此の  
きりてはあられ事とてしひ又此の  
一 即ち是はぬりてはあられ事とてしひ又此の

六十二 野矢れり

一 野矢を移れ時射矢也とれは名を麻矢とてしひ  
或説は野矢とて矢れ事とてはあられ事とてしひ又此の  
は所辨とてはあられ事とてはあられ事とてしひ又此の  
日産本もんす止の事なりとてはあられ事とてしひ又此の  
始ひてはあられ事とてはあられ事とてしひ又此の  
を野矢の始とてはあられ事とてはあられ事とてしひ又此の  
撰集の二字とてはあられ事とてはあられ事とてしひ又此の  
射とてはあられ事とてはあられ事とてしひ又此の  
野矢のふりてはあられ事とてはあられ事とてしひ又此の



うねるあめれあてねむるゆめようれきり

〜〜〜回〜〜〜しつらき〜〜〜海と非と定

ついで友と皇後明つひ〜〜〜津守と安麻の舞

あるゆ舞れ酒の似々ねとあめれ酒〜〜〜あ〜〜

これ酒と紙と書と〜〜〜顔と〜〜〜酒と〜〜〜酒と

ついで安麻の舞の徳伝尺〜〜〜おひ〜〜〜冠と

これ紙と書と〜〜〜酒と酒と酒と〜〜〜おれと画と

徳と伝尺と〜〜〜海人の酒とねと

酒と酒と酒と〜〜〜おれとあめれ酒と

海人酒の事と〜〜〜安麻の舞の酒とねと

安麻乃舞



安麻のおりて











あはれ〜〜あ〜〜入る又はせ〜〜あ〜〜さ〜〜は  
九根〜河〜新代〜

七十二陣冠の足

一 陣〜の〜も〜も〜す〜は〜も〜さ〜〜年〜〜〜代〜は〜能〜〜ら〜の  
〜ら〜と〜ひ〜〜毎〜あ〜は〜り〜を〜ら〜神〜功〜皇〜后〜の〜三〜韓〜と〜征〜伐  
と〜多〜〜人〜を〜能〜世〜〜と〜し〜ら〜の〜河〜御〜懐〜胎〜と〜は〜  
〜能〜〜法〜産〜氣〜信〜〜〜〜〜御〜ら〜陣〜と〜臨〜戸〜  
〜陣〜入〜の〜ひ〜〜れ〜法〜産〜の〜年〜志〜の〜〜征〜伐〜の〜後〜能〜世〜  
〜河〜あ〜の〜ひ〜〜御〜産〜の〜り〜と〜御〜子〜と〜能〜世〜天〜皇〜と〜は〜  
八幡宮の御多〜りの陰戸〜御ら陣と〜入〜の〜ひ〜と

〜〜〜陣冠を御〜〜り〜後〜の〜り〜と〜年〜流〜〜用〜本  
あ〜れ〜日〜中〜能〜も〜皇〜后〜御〜懐〜胎〜と〜あ〜の〜し〜ら〜石〜と〜は〜  
御〜懐〜〜と〜〜と〜ひ〜〜ら〜の〜始〜ら〜事〜は〜〜河〜人〜日  
世〜刊〜〜と〜産〜と〜の〜作〜〜〜〜〜と〜石〜中〜〜陣  
臨〜縣〜の〜路〜の〜道〜〜と〜在〜〜の〜〜と〜〜臨〜産〜と〜陣と  
は〜入〜の〜ひ〜〜事〜正〜史〜主〜能〜〜と〜ら〜〜人〜と〜ら〜事〜也  
陣冠〜と〜は〜れ〜古〜事〜と〜ひ〜ら〜と〜能〜世〜と〜け〜は〜  
少〜と〜と〜陣の慶換〜と〜事〜は〜能〜と〜〜河若能世  
お〜〜と〜ら〜と〜又陣冠は年〜と〜河のひと能世  
河の〜陣の〜入〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜河は〜と〜能世

予則能於秘傳にふまをりて命をえりて事記し古事  
多しんらむし月事なり

### 七十四的の始の事

一 仁徳天皇御宇十二年高麗國より鐵打的を御りし  
何諸人討事く事なりしは伊的屋祖有入宿録に  
討事とありし日本紀にんらりて我國より的討  
始るるより月由りて神代より矢代なりし  
りて的討事もははるる出雲國風土記に天下  
造之の事<sup>本云</sup> 築之<sup>ニト</sup> 討のひりて矢代より  
んらりて神代より矢代なり

### 七十八的の人を討事

一 上古れ的人を討事 月書に弘仁十二年乙酉十月十日村  
邊に月ひりての夜をひりてを備へて親王に  
自卯より二尺寸若藁宮河より藁宮に五尺寸をこ  
り 藁宮は外國より使者くし使者くし 佐と授るる藁宮のなほつる藁宮は討 せんらりて是れ  
本上寮或乙酉十七日人射的三人の的十枚二尺寸の的  
百十枚又乙酉四月四日府の騎射的の尺寸を三  
二十四枚とありし中治屋に島舟院の御時河院  
の武者所に中子宮道武成源滿則實らるるは  
器二尺寸を三の寸を二の寸を討事なり

お〜多〜中〜作〜ん〜り右〜字〜月〜  
〜的の〜中古の武射的の法量物  
應永年中十笠原備前守  
源満長リ記又所ノ書也 的の勢又尺二寸〜  
於相対時〜定〜は義満と〜定〜  
凡詳あり

七十六 的の勢又尺二寸

一 上古の的の勢又尺二寸と云く物に画く之鏡日記  
文武天皇に御宇大寶二年春正月丙子朔壬辰大射の  
詔に定むるに布は幅の外院の中ら布武  
中院の中ら布武院の中ら布武定の

福の多は之に照りし事んんん  
福院の字々玉篇に胡官に切暗ナリ 周垣也と云  
云々は左に〜の幅に画く事外院  
中院の院とら〜に表式と外院に院とら  
院とら〜に物に画く道是に院に院と  
は外に院と中院に院と二の外院外院と  
是に院と院と詞とこれに院と二重に幅に画く  
事と福の多は之に分〜中古の武  
は福の多は之に分〜的の勢と二重に画く  
事との的の面を飾〜事と云く事と云く

ふくまひ後進を二のまへに射行しあはせしむる事  
これし鳥羽院のころよりや外院中院内院外観現  
内観とよ名を廢せし二のころより三のまへに射し  
事とゆ

七十七 人的もの

一 弓法秘書と小的の事と人的の事との事  
的的と又み入二すれ也<sup>り</sup>しんらんり<sup>の事</sup>の事とゆ  
小的の事とゆ<sup>り</sup>後<sup>り</sup>小的の事とゆ<sup>り</sup>射りし  
事とゆ<sup>り</sup>人れ字と射りし事とゆ<sup>り</sup>射りし事  
人的の本とゆ<sup>り</sup>人れ事とゆ<sup>り</sup>射りし事とゆ

これの人れ事とゆ<sup>り</sup>射りし事とゆ<sup>り</sup>  
事とゆ<sup>り</sup>人的の事とゆ<sup>り</sup>

七十八 小的もの

一 小的と湯倉の時代とゆ<sup>り</sup>東照のころはどの家何處  
の代と記しし書とゆ<sup>り</sup>小的の事とゆ<sup>り</sup>  
始り年月誰の射始しとゆ<sup>り</sup>事とゆ<sup>り</sup>詳あり

七十九 卷の事

一 四世卷の事と右付の事と射りし事とゆ<sup>り</sup>  
向ひし射行の古き事と射りし事と古の事と  
ふくまひ个卷とゆ<sup>り</sup>古き事とゆ<sup>り</sup>射りし事とゆ

多岐の物へ介世と申すは流石に古くは  
人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し  
とて射る人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し  
も介世と申すは流石に古くは  
とて射る人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し

十八の曲節

一 八の村は東照宮御代に新撰樂記をいかに  
子やと詳しに編むとていかに射し人々の心もいかに射し  
はらと申すは流石に古くは  
とて射る人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し

八の騎射  
事下ノ条三三  
九ノ所ニテ知レ

馬場とや二町との馬場は古くは八の物とて  
ありとて八の物とていかに射し人々の心もいかに射し  
神のまゝとていかに射し人々の心もいかに射し  
ありとて八の物とていかに射し人々の心もいかに射し  
人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し  
とて射る人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し  
事一とていかに射し人々の心もいかに射し  
村二とていかに射し人々の心もいかに射し  
退と射る人々の心もいかに射し人々の心もいかに射し

進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の

進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の左をとり入るる大座の  
方へ進めりて村の四角より舞臺の右をとり入るる大座の





笠懸之頼朝代ノ始リシヨリニハシクハ中古記ヨ  
寛治六年二月八日加波多河原ニシテ義経朝臣トシテ  
十津笠懸村ニ本陣ニシテ朝臣佐美将軍ト宣旨ト  
蒙リシ年ニシテ百年ノリテ家ノ事ニ御意ハ朝臣ノ代  
ノ始リシヨリニハ朝臣代トシテ新ニ笠懸ノ  
射法ハ改メ定メシキ事トシテ河原ニシテ  
笠懸始リシト傳ヘテ

八十四笠懸ノ事トシテ

一笠懸ノ事トシテハ笠懸ノ人トシテ也。笠懸ノ事トシテハ  
ハシクハ朝臣代トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ

ハシクハ朝臣代トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
也。ハシクハ朝臣代トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
懸トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
遠ノ字トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
遠ノ字トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
的トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
馬トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
ハシクハ朝臣代トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
懸トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ  
遠ノ字トシテハ朝臣ノ用トシテハ朝臣ノ事トシテ

内宮御入道懸とらふりし時、事くつねを懸し  
其書もふし事し古書も不懸くわらふ大進ぬ  
其懸二由たりはつて古れ射のたの御入道ぬ  
其書つらふと一口大進ぬはつたつひつら  
大進ぬの言語つらふ事は犬の馬語つらひ大進ぬれ  
時つらふは犬の射つらふ事皆れ射のたの御入  
其書物の遠き懸れは遠の字外つらふ事つら  
懸つらふ書つらふ

八十六大進物始なり

一内侍院の御所執事藤原とらふ事女に記しつら

源頼朝より執事とらふ事つて成れ多し之傳介  
上総介大進射つらふ始つらふ事つて世後の言傳つら  
其語心史主源つらふ事つて用事つらふ事つら  
一源つて神功皇后三韓に攻めつらふ時、彼國の事つら  
つら新羅王つら目ふれ大也と云文字は御所御所  
書物つらつらつら三韓征伐つらつら大進ぬ始つら  
其書用事つらつら神功皇后其御目ふらつら文字は  
つらつら神功皇后文字と書つらつら有つらつら神功  
其後つらつらつらつらつらつらつらつらつらつら  
其日中記はつらつらつら文字書つらつらつらつらつら

一 詔曰武烈天皇大詔之... 馬公誠...  
日中記... 是日追ぬの始...  
危く馬公誠... 大追ぬの始...  
一時の追遊... 事...  
大追ぬの始... 河...  
... 大追ぬの始...  
右大臣室... 夫... 夫...  
事... 入道將軍... 賴經...  
... 射秘抄の序...  
... 御... 大追ぬの始...  
... 大追ぬの始...

大追ぬの始... 漏... 下

東鑑ニ記レ洩レケル  
事モ間アルカ実朝

ノ歌集金槐集ニ云建曆元年七月洪水漫天土民愁歎セシヲ思ヒテ一人向本尊  
タテニツリテ敦ク祈念ス「時ニヨリスクレハ民ノナケキナリハ大龍王兩ヤ  
メタニハ此水并実朝ノ祈新  
暗ノ歌東鑑ニ洩レタリ  
此代遠... 何の書... 古老の傳説...  
... 詔... 下

十六 大追ぬの始書

一 彼書見聞秘記... 追年... 大追ぬの始...  
和二年... 大追ぬの始...  
... 武... 鴻...  
... 官... 大追ぬの始...

春井の書とすし大進揚御覽記にふしつて  
氏に家臣討ち候見與次公初のし者もれ名に  
悉く初朝の時の結れ名に書つしつて始終に  
御覽記に述に用し馬場に抄す印の事と御覽  
記も見るしつて新記の字説も文りしつて世に  
傳へし事と罷控しつて後世の御覽の大進物  
と謙念に御所の大進物とて彼家と相傳へし  
うの正條四年に御覽記に載らしはんとし家所  
れはれしれと大進物とて後世の御覽に  
一家の風

右言杖策見聞私記初大正廣元日記ト号ス頼朝時代ノ日記セトテ享保  
年中加藤仙菴元ノ名ハ須磨不音ト云辰人者ノ偽作シテ其書ナリ又藤  
九郎盛長記ニ右同人ノ偽作ナリト云フ

八倍七 切膳 手記 袖子抄

一天竺太羅國波刺區主れと子璣是と子母と是麻山の  
麻化しつて主の后とすつて風とすつて母と知て是  
璣とすつて風とすつて名はつて威長とすつて馬とすつて  
右流に能とすつて切膳と地とすつて是にたつて是にたつて日か  
しつて是を周中とすつて説阿りて是佛説とすつて是説  
附會しつて者も月の中とすつて御所の切膳の始と  
知しつて大室長老に衣腹令延成三代主條杖策果  
記系系集和名抄とすつて是れとすつて古とすつて右  
也とすつて是れとすつて御所行膳とすつて記しつて是書と  
奥三



事ある

十八注の事

一 らの注婦の巻くきぬをつくきぬとらふ石を法く

さいてとりかへ小笠原光信の記事日記 岡本美濃守  
緑侍之記也

等一注の事ありさいてきぬ用集の サイテ 家もの

二字法かき布切也と注し布のうきり

縮みも裁ちまじ小きぬのすしさいて サイテ 割 サイ 出 サイ 入 サイ

音通  
スルナリ

十九注の事

一 注の事ばすしさいてきぬの事

修の事ばすしさいてきぬの事 平家ぬれ

番の事ばすしさいてきぬの事 川村の

直をあらけりさいてきぬの事 注の事

新し注の事 注の事

二十注の事

一 注の上の事 注の事

さいて 注の事

さいて 注の事

二十一注の事

一 さいて 注の事







魯下河之射の言謝書文子年中此書ハ小笠原宗村ト申  
多かりしと云れ也之に就きては同命迄の事也  
ふれ射六人々々射のりふと申と云はれり  
と云ふ事也此射六人々々射のりふと申と云はれり  
奉射也

九十二弓を射れり

一 將軍家御所より正月十七日御ら御始ま人の儀  
射の儀々々是等の儀に射六人々の射のりふと云はれ  
射の儀々々是等の儀に射六人々の射のりふと云はれ  
將軍のりふと云はれ御教書々々被り候へ

其文之在れ也

四月十七日弓場始事有らる可被奉  
勅由被下也仍執達也

年月日

管領 友利政有之

未設

右に云く弓を射る事と重き事と右に重きを諸書  
高月抄に云ふ事高月抄は室町所成  
時代之記也ゆへに人の入らる所  
を礼と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
膳のれ場も物も御らる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
矢次郎も御らる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

まれの端々々々々々の支配とていふのよ由人定  
るる所り此所とらひ夫の支配とて言はる者由人定  
夫を以て夫此所とていふに似てはるる  
事くは母を以てていふに似てはるる  
るる所りとていふと似てはるる  
やとていふに似てはるる  
ふも此所を以て夫此所とていふ  
かたしとていふ言語詞ありとていふ事  
いふ所りとていふ事

九十六 上と下起の本

一 一は一にんとして一ははつとを  
一 是の如く本々的小説記日 永禄六年伊勢守郎左衛門尉平身久之記 一とていふ  
一 一は一にんとして一ははつとを  
小笠原兵部少輔源元長之記也 犬追物日少あけとていふ  
一 一は一にんとして一ははつとを  
九十七 上と下起の本  
一 一は一にんとして一ははつとを

わくし儀のふくふく取らるる事なるは或は  
そと野川通標の送り紙の如く通標のふくふく  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
此のふくふく取らるる通標のふくふく有る如く  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
十二年甲子元永正保慶の如く書し天文の如く  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
書しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の

御方二振書に記念し上儀しるしのふくふく  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の

九十八小的の書と鬼の字書本

一 草書多智豊後守 高忠之記也 的の書と鬼の字書本  
也又 刻的圖書小笠原持長持清政境政康 元信元長等之説ヲ集メテ 的の書と鬼の字  
文字の如くしるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の  
しるしを標に増し初有る親をしらす元永正保慶等の

此世乃 詠の鬼の字と書本と鬼の字と甲乙とを  
 集ら字へ甲乙とよ義とらりてとて之の  
 以 併りて詠へ甲乙とてしとを別て  
音イツ 訓キト  
音イニ 訓カクヌ 乙 乙乙とム此字の部とて訓義字を  
 乙 乙乙とム 訓音又ホウ 乙乙と字書はんて  
 且鬼と乙字と併りて鬼とらるる世の詠  
 併りて月と併りて悪魔は村とて鬼の字は  
 書とらるる併りて詠の鬼の字書とて  
 詠と又一併りて詠と

九十九 矢保

百 両家

右二家  
 詠の鬼の字と書本と鬼の字と甲乙とを  
 集ら字へ甲乙とよ義とらりてとて之の  
 以 併りて詠へ甲乙とてしとを別て  
音イツ 訓キト  
音イニ 訓カクヌ 乙 乙乙とム此字の部とて訓義字を  
 乙 乙乙とム 訓音又ホウ 乙乙と字書はんて  
 且鬼と乙字と併りて鬼とらるる世の詠  
 併りて月と併りて悪魔は村とて鬼の字は  
 書とらるる併りて詠の鬼の字書とて  
 詠と又一併りて詠と

寛政茅五癸丁歳霜月

石野篤敬字畢



10

10

10

*[Faint, illegible handwriting in pencil or light ink, possibly bleed-through from the reverse side. The text is mostly vertical and appears to be a list or a set of notes.]*

10

